

川崎地域連合川崎中央地区連合

2026年度「政策・制度要求」回答

I. 道路交通

1. 自転車対策の強化

1) マナー違反の自転車運転者等への指導について<継続>

場 所：川崎駅東口周辺

現状・要望：駐輪場外での自転車の放置、押し歩きエリアの乗車走行なども散見されることから、マナー違反の自転車運転者への指導、ヘルメット着用の推進に向けた啓蒙活動を行われたい。

また、食事デリバリー事業者の自転車や電動キックボード、モペットによる歩行者、自動車等の接触事故、接触回避による二次的な事故に対しては看過することなく、違反者の取り締まりを強化されたい。

川崎区役所回答（危機管理担当）

川崎区では、地域の方々や警察、関係機関と連携し、各季の交通安全運動や強化月間中に街頭キャンペーンを実施し、自転車走行ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけています。また、小学生を対象とした自転車の安全な乗り方教室等の開催を始め、中学生や高校生には「スケアード・ストレイト方式」による交通安全教室の開催や、デリバリー事業者等には街頭キャンペーンにおいて直接声掛けしながら啓発物の配布を行うなど、幅広い世代や対象に様々な啓発・教育活動を行っています。今後も、関係機関と連携しながら、交通ルールの遵守とマナーの向上のための取組を進めてまいります。

川崎区役所回答（道路公園C）

本市では、「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車の抑制と自転車利用のマナー向上を図るため、放置自転車等の指導・啓発及び撤去活動を日々行っております。

川崎駅東口周辺については、歩行者が多い川崎駅東口駅前広場や市役所通り、新川通りにおいて、令和5年度から、放置自転車が多い夕方時間帯を中心に放置自転車指導員による巡回を実施し、放置自転車の撤去活動を強化するとともに、地域ボランティア団体の協力による川崎駅前広場周辺での自転車利用者への押し歩きのマナー啓発や、周辺商店街、警察と連携したパトロール、放置自転車クリーンキャンペーンを行うなど、自転車の安全利用に向けた取組を行っております。

しかしながら、一部利用者によるルールやマナー違反などの状態が見受けられることから、誰もが安全・安心して利用できる道路環境の確保に向け、今後も撤去活動や啓発活動を継続的かつ効果的に実施してまいります。

市民文化局回答

自転車を利用する方に対し、交通ルールの周知、安全マナーの向上を図るため、本市では、各季の交通安全運動等の機会を捉えた各種啓発活動をはじめ、各年代に応じた交通安全教室を実施しているほか、ヘルメット着用のチラシ配布や、市HPやSNS等を活用して自転車の安全利用に関する情報を発信するなど、様々な機会を捉えて啓発活動を行っています。また、自転車交通事故多発地域を中心に「自転車マナーアップ指導員」が巡回し、ルール・マナー違反の自転車利用者に直接声かけを行い、是正を促す取組を実施しています。さらに、モペットと呼ばれる、いわゆるペダル付き原動機付自転車の車種に対する認識や通行区分等、守るべき交通ルール等について、市ホームページやメールニュース等で情報発信を行うとともに、改正道路交通法の施行内容等についても広報するなど、周知を図っているところです。今後も、県警察や関係機関等と連携を図り、交通安全教室や啓発活動を通じて、自転車等のマナー向上に取り組んでまいります。

2. 道路整備の強化

1) 植栽管理における清掃強化 について<継続>

場 所：市役所通り、新川橋通り等の時間利用駐輪場付近の植樹帯

現状・要望：空き缶等の不法投棄を目にする。植栽管理における清掃強化と注意喚起を含めた対策を求める。

川崎区役所回答 (道路公園C)

市役所通り等における植栽の管理につきましては、2週間に1回程度、歩道の植栽帯及び中央分離帯の清掃を実施していますが、依然として、なかなかゴミが減らず苦慮している状況です。引き続き道路パトロール等により現地状況の確認を行い、適宜清掃を実施し、植栽の適切な維持管理に努めてまいります。

3. 道路の安全対策の強化

1) 大島3丁目交差点付近の取締りの強化について<継続>

場 所：新川通りの産業道路前の浜町交差点から旧さいか屋前まで

現状・要望：路上駐車が多く、特に大島3丁目交差点付近は、路上駐車に加えて歩道に自転車が駐輪しており大変危険である。取締まりの強化を求める。

川崎区役所回答 (危機管理担当)

違法駐車等の交通取締りの権限は警察にあり、警察署による取締りのほか、警察から委託された駐車監視員が駐車監視員活動ガイドラインに示された地域を重点に放置車両の確認事務を実施していると伺っております。

川崎区といたしましても、警察や地域の方々と連携して各季の交通安全運動等におけ

るキャンペーン等で違法駐車の防止を呼びかける啓発活動を実施しており、今後も継続して取り組んでまいります。

川崎区役所回答（道路公園C）

本市では「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車に警告札を貼付し警告した上での撤去活動を実施しており、大島3丁目交差点付近においても、同様に警告及び撤去の活動を行っております。この道路は買い物などの店舗利用者の一時的な駐輪が多いため、撤去前に自転車所有者が警告札を除却することなどにより、撤去に至らないことも多く、対応に苦慮しておりますが、令和7年12月に放置自転車を抑制する対策を実施いたしました。

4. 鉄道駅の施設改善

1) 京浜急行大師線鈴木町駅ホームの改善改良について<継続>

場 所：京浜急行大師線

現状・要望：「京急大師線連続立体交差事業」が進められ、同事業により小島新田駅から鈴木町駅間が地下化し、それに伴い鈴木町駅舎についても改修されるものと思われる。しかしながら、現在の鈴木町駅周辺の状況は、都市開発による人口増加が顕著であり、通勤通学時にはホームに人があふれ、電車との接触、線路への転落事故等の危険が内包している。ホームの拡張を含めた早急な安全対策を求める。

まちづくり局回答

京急大師線鈴木町駅のホームの改良に関する御要望につきましては、駅施設管理者である京急電鉄へ伝えております。京急電鉄からは、お客様のご利用状況などを踏まえながら検討しているところと伺っております。

また、京急大師線の各駅につきましては、京急電鉄より、令和8年度までにホームドアを整備する予定と伺っております。本市といたしましては、引き続き、要望があったことを同社に伝えてまいります。

5. バス運行の改善

1) 「水江町行き」及び「塩浜行き」バスの増便<継続>

場 所：「水江町行き」及び「塩浜行き」バス

現状・要望：川崎市立高等学校及び附属中学校の生徒並びに路線上に新設された各所物流センターの勤務者の利用が増え、時間帯によっては乗車できないことがある。乗車実態を調査され、増便等を検討されたい。

交通局回答

市バスでは、令和5年度に、夕方ラッシュ時の水江町発川崎駅行きの一部の便を、物流施設等の通勤需要が高い、塩浜発川崎駅行きへ変更するとともに、市立川崎高校へ通学する生徒の乗車が集中することへの対応として、新たに8時20分発直行市立川崎高校前行きを増便いたしました。

今後も、運転手やバス車両等限られた経営資源の中で、事業環境の変化や利用動向を注視し、市バスネットワークの維持と利便性の確保に努めてまいります。

II. 生活環境

1. 商店街の環境改善

1) 川崎駅前商店街の環境改善<継続>

場 所：川崎駅東口繁華街周辺

現状・要望：コロナ禍後、呼び込みが急増し、不快であるばかりか、状況によっては、歩行の進路妨害、タバコのポイ捨て等環境悪化を招いている。取り締まりの強化および環境浄化に向けた取り組みを強化されたい。

市民文化局回答

客引き行為等の防止につきましては、客引き防止行為等防止指導員により客引き行為等が多く行われている商店街の交差点で集中的な立哨を実施するなど、更なる巡回の強化を図っているところですが、いまだ、客引き行為等が行われている状況にあることから、引き続き実態調査を継続するとともに、近隣商店街や警察署との連携を図りながらキャンペーン等の実施や巡回の強化を図るなど、状況の改善に努めてまいります。

2) 仲見世通りやたちばな通りのバリアフリー化<継続>

場 所：仲見世通りやたちばな通り

現状・要望：石畳になっている部分があり、車いす等の利用者はガタガタして危険である。バリアフリー化を要望する。

川崎区役所回答 (道路公園C)

要請のありました箇所のうち、仲見世通り及びたちばな通りは、各商店街協同組合と川崎市が協定を締結しており、当該協定に基づき、構造等の仕様の決定や維持管理及び清掃の実施は、各商店街協同組合が行っております。そのため、石畳の構造等により、車いす等の利用者が危険と感じていることについては、本市から各商店街協同組合へ申し伝えてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。なお、本市にて管理しているエリアにおいては、不具合の解消に向けて、今年度車道の舗装工事を発注いたしました。

3) 川崎区旭町2丁目の火事跡地のゴミの不法投棄について<新規>

場 所：川崎区旭町2丁目4番地

現状・要望：火事後、建物の一部が焼け残った状態であり、周辺に不法投棄によるごみが増え続けているので、撤去等の指導をお願いしたい。

まちづくり局回答

川崎市で把握した空家については、定期的に現地調査を実施して状況（実態）を確認するよう努めるとともに、状態の悪い空家については、その所有者に対し、適切な管理を促す文書を現地の写真も併せて添付し、送付しております。

さらに、周辺的生活環境に悪影響を及ぼし、改善がみられない空家については、令和5年に改正された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「管理不全空家等」に認定し、所有者に対して指導・勧告を行っております。

建物を適切に管理する責任は、建物の所有者にあります。本市としましては、適切な管理がなされていない空家の所有者に対して、空家がもたらす課題を改善するよう働きかける必要があると考えております。

御要望をいただいた当該建物につきましては、適切な管理がなされていない空家として認識しており、所有者の調査を進め、自主的な改善を促しております。課題の解決には所有者の理解を得ることが不可欠であることから、今後も継続して所有者へ働きかけを行ってまいります。

環境局回答

土地・建物の所有者または管理者は、その場所の清潔を保つよう務めるとともに、廃棄物が捨てられた時は、その廃棄物を自らの責任で処理することとなります。このため、所有者または管理者はみだりに廃棄物が捨てられないよう囲いを設けるなど、措置を講じる必要があります。なお、不法投棄防止用警告看板を用意しておりますので、必要な場合は所管の生活環境事業所へ御相談ください。

4) 銀柳街や国道15号沿いの店舗から出る油による歩道の汚染について<新規>

場 所：銀柳街歩道、国道15号沿いの歩道

現状・要望：店舗から出た廃油により、歩道が黒くなっている。店舗に指導し清掃を行ってほしい。

川崎区役所回答（道路公園C）

要望のありました箇所のうち、銀柳街における御指摘をいただいた店舗については、定期的実施している清掃頻度を増加させ、更に効果の高い洗剤などによる清掃を行うよう指導したところでございます。引き続きパトロールを実施し状況を注視してまいります。また、国道15号沿いの店舗における歩道汚損につきましては、当該道路を管理している国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所神奈川出張所が所有（管理）者であり、

本市から原因となる店舗に指導することはできないことから、直接、所有（管理）者に要請していただくようお願いします。なお、本市からも当該出張所へ要請内容についてお伝えいたします。

横浜国道事務所神奈川出張所 045-401-4566

2. 喫煙に伴う環境改善

1) 喫煙場所以外での喫煙者に対する指導強化<継続>

場 所：各喫煙所エリア

現状・要望：喫煙所エリアを超えて喫煙している喫煙者に対して、指導やエリアの拡張を含めて対応いただきたい。

市民文化局回答

川崎市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者にやけどを負わせたり、衣類などに焼け焦げをつけたりするおそれがあることから、こうした他の歩行者に対して危険となる行為を防止し、歩行者の安全を確保することを目的として平成18年4月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。条例では、喫煙者には市内全域で路上喫煙をしないよう求めるとともに、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、重点区域内では市で設置した指定喫煙場所を除き喫煙を禁止しています。

指定喫煙場所の利用にあたりましては、喫煙場所の中で喫煙するよう促すポスターの掲示をはじめ、路上喫煙防止指導員を巡回させ、はみ出しして喫煙している人や路上喫煙者に対しては注意・指導を行い、悪質な場合は過料を徴収するなど指導強化を図っていきます。

Ⅲ. 都市基盤整備

1. まちづくり整備

1) 京急川崎駅周辺地区まちづくり整備について<継続>

場 所：川崎駅周辺地区

現状・要望：川崎駅周辺地区の将来を見据え回遊性や利便性、バリアフリー化や放置自転車対策などの諸課題に対応するために「川崎駅周辺総合整備計画」が策定された。その後「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」が定められ、都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的に整備を進めていくとのことでしたが、整備計画の進捗状況について伺いたい。

まちづくり局回答

京急川崎駅周辺地区につきましては、本市の広域拠点として、計画的なまちづくりを推進するため、平成 27 年 3 月に「京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針」を策定し、令和 2 年 11 月には戦略的な整備誘導の考え方をお示ししております。この戦略的な整備誘導の考え方にに基づき、民間再開発事業の機会を的確に捉え、地区全体における都市基盤再編の検討を計画的に行い、段階的な整備を進めてまいります。

現在の進捗状況といたしましては、民間再開発事業である「京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業」について、令和 5 年 9 月に、都市計画決定をしたところです。この取組の進捗状況等も勘案しつつ、都市基盤の再編として「川崎駅前タワー・リパーク」前を通る川崎府中線については、相互通行化の令和 7 年度中の供用に向けた本格的な整備を進めているところでございます。

また、相互通行化の供用開始後、京急川崎駅前の歩行者専用道路の整備に着手するとともに、京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業や「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」などの民間事業と連携し、京急川崎駅周辺のまちづくりを一体的に推進してまいります。

2. 道路整備計画

1) 川崎縦貫道路の整備計画について<継続>

場 所：川崎縦貫道路

現状・要望：川崎縦貫道路は I 期事業の大師 JCT 以西について先送りされているが、コロナ禍で中断されていた協議の再開に向けた動向について伺いたい。

建設緑政局回答

川崎縦貫道路につきましては、国土交通省、東京都及び川崎市の 3 者で構成する「羽田空港・京浜三港アクセス強化等に資する東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）計画検討協議会」において、東京外かく環状道路（湾岸道路～東名高速間）との一本化の検討を含めた幅広い検討を進めており、令和 6 年 11 月には、第 7 回協議会を開催した

ところでございます。引き続き、計画の早期具体化に向け国土交通省などと協議調整を進めてまいります。

3. 鉄道駅の整備

1) J R川崎駅の南口自由通路の整備について<継続>

場 所：大宮町A－2街区

現状・要望：J R東日本が進める大宮町A－2街区の開発事業によりホテル及びオフィス棟を含めた商業施設も開業された。今後、人流の分散化に対する南口自由通路の整備が求められると思われませんが、J R東日本と意見交換、南口改札の設置等についての計画策定など、取り組み状況について伺いたい。

まちづくり局回答

川崎駅周辺の歩行者交通につきましては、平成30年2月の北口通路の供用開始により、駅周辺の人の流れが大きく変化したことから、同年6月に、供用開始後の歩行者交通量調査を実施し、平日朝ピーク時において、通路全体の28%の歩行者が北口通路を利用するなど想定していた混雑緩和が図られている状況でございます。その後、最新の状況を把握するため令和7年7月に同様の調査を行ったところでございまして、調査結果といたしましては、北口通路など通路全体における平日朝ピーク時の歩行者交通量は約13パーセント減少しており、社会経済状況の変化に伴うピーク時交通量の平準化などにより混雑緩和が図られている状況でございます。

あわせて、令和3年度にはカワサキデルタ（ホテル、商業、オフィス等）の開業、令和5年10月には「SUPERNOVA（スペルノーヴァ）川崎」（ホール、カフェ等）が開業し、今後、「川崎新！アリーナシティ・プロジェクト」（アリーナ、商業等）の開業が予定されております。こうしたことから、南口改札の検討にあたっては今年度の調査結果を踏まえつつ、新たな開発動向及びテレワークなどの働き方やオフピーク通勤などの普及により、人の流れの変化が生じることが見込まれることから、引き続き、周辺大規模事業所等へのヒアリングなどによる継続的な動向把握や駅の乗降客数など、駅周辺の人の流れを的確に把握した上で、それらの状況を踏まえながら、J R東日本と継続的に意見交換を行ってまいります。